

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日(日)に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次
◇県会告示 公聴会開催について

県会告示

鳥取県会告示第一号

鳥取県会の総務経済部常任委員会並びに教民衛生部常任委員会は「県立学校授業料徴收條例中一部改正の件」につき地方自治法第九條第五項並びに昭和二十六年五月鳥取県條例第三十四号鳥取県会常任委員会及び特別委員会條例の規定に基き左の通り公聴会を開催する。

昭和二十八年三月九日

鳥取県会総務経済部常任委員会

委員長 土谷 栄一

同 教民衛生部常任委員会

委員長 湊 麟 祐

一 開催の日時

昭和二十八年三月十一日(水)午前十一時

二 開催の場所

鳥取市東町 鳥取県会議事堂

三 案件

県立学校授業料徴收條例中一部改正について

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

昭和四十四年三月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印

刷

所

鳥

取

市

取

東

町

取

縣

所